

滋賀県立

だより

聴覚障害者センター

—77号—

発行日／平成27年4月10日
発行所／草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
077-561-6133
HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>



災害時における聴覚障害者センターの役割

滋賀聴覚障害者災害救援地域本部・福祉避難所

滋賀聴覚障害者災害救援地域本部の設置

昨年10月1日に県内の聴覚障害者団体および関係団体が集まり、当センターを被災地や被災者の支援を行う拠点として「滋賀聴覚障害者災害救援地域本部」が立ち上がり、その活動が始まりました。

当センターとしても、緊急災害時には、この救援地域本部と連携を取りながら、被災された聴覚障害者に対する各種相談や情報提供、コミュニケーションの支援、そして、各自治体や関係機関との連携をとりながら、情報共有を行い、対策本部が必要な支援が行えるようサポートすることになると思われました。

す。今後、緊急時にスムーズな支援体制が整えられるよう救援地域本部と一緒に考えていくたいと思います。

安否確認の訓練を実施

平成27年2月8日（日）「滋賀聴覚障害者災害救援地域本部」の取り組みとして避難訓練と学習会を実施しました。

訓練の目的は主に、救援地域本部を設置すること。各団体や地域のネットワークを活用し、安否の情報を知ること。そして、災害時に活用できるネットワークの構築につなげること。

訓練では、午前10時に琵琶湖西岸断層帯においてマグニチュード7.8の地震が発生したことを想定、直ちに救援地

域本部を設置し、各団体のネットワークにおける聴覚障害者や支援者の安否確認をメールやFAX等にて行い、30分ごとに返信のあった人数の集計を行いました。

訓練から見えてきた課題

安否確認の訓練を行った結果は、訓練に参加した代表者や各個人に訓練の内容や役割など連絡が不十分だったため、返信が来るまで時間がかかったこと。FAXの一斉送信では時間がかかることなど、決してスムーズにいったことは言えず、今後、各団体においての連絡体制や方法などを考える上で良いと。

設・運営に関する協定

救援地域本部の取り組みと平行して、災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定について、県と協議を行ってきました。そしてこの度、県と草津市が協定の調印を行い、当センターが福祉避難所として協力を行うことになりました。



学習会の様子

草津市役所危機管理課より、地震や洪水など天災における備えについて、災害について正しい認識を持つこと、正しい離方法について考えることの話がありました。また、この日は、防災出前講座として、草津市役所危機管理課より、地震や洪水など天災における備えについて、災害について正しい認識を持つこと、正しい離方法について考えることの話がありました。

災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定

当センターの地元草津市との間において、災害時における福祉避難所等の開設・運営に関する協定について、県と協議を行ってきました。そしてこの度、県と草津市が協定の調印を行い、当センターが福祉避難所として協力をを行うことになりました。

協力の内容については、当センターの状況に応じて協力できる範囲とするもので、草津市の聴覚障害者に対する支援について、人員や食料、物資について草津市に要請ができるものです。これにより当センターが緊急災害時における聴覚障害者の県施設として役割を担うことになります。今後、草津市だけでなく、他の近隣の市との協定も見据えながら、どこまでの範囲で協力が出来るか、救援地域本部との連携も含め整理していくたいと思います。

設置手話通訳者の業務とは？

滋賀県専任手話通訳者協議会が冊子を作成

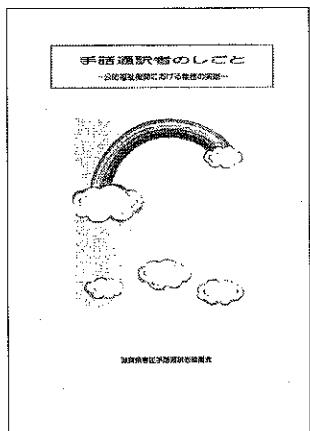
滋賀県における専任手話通訳者の設

置事業は、1973年（昭和48年）大
津市に始まり、以後、県庁や各市町へ
と広がりました。

手話通訳者についての理解がまだ浅
かった当時、専任手話通訳者たちは、
共通した悩みや課題に直面し、また、
聴覚障害者のニーズの多様化に対応す
べく、専門的な研修をする必要を感じ
ていました。そこで、1996年（平
成8年）当時の設置機関5市と滋賀県
とで滋賀県専任手話通訳者協議会を発
足し、課題への取り組みなどの学習を
進めることとなりました。

協議会では、2005年（平成17年）、
コミュニケーション支援に取り組む自
治体の広がりを願って、「手話通訳者
のしご」と一公的福祉機関における業務
の実際」冊子を作成し、行政機関を
中心に、専任手話通訳者の業務への理
解を広げて行きました。

現在、13市2町に設置されている専
任手話通訳者は22人となり、複数の手



▶2005年に発行された冊子

感染症をテーマに

当センターでは、人工内耳装用者や

難聴者を対象に、日常生活に必要な知

識や情報を学ぶ「暮らしの情報講座」

を年2回開催しています。今年度2回

目の講座を2月21日（土）に当セン
ターで開催しました。内容は「感染症」

について。滋賀県衛生科学センターの

職員に講師をお願いしました。

講座をスムーズに進めるためには情
報保障の体制が不可欠

です。難聴者の方に講
師のお話を理解いただ

くために要約筆記（話
ことばを文字に変換し

て伝える補法）と磁気
誘導ループ（補聴器を
補助する放送設備）を

配置し、講師にもでき
るだけ目に見える資料

を用意していただきな
がらお話しをしていた
だきました。

分かつたつもりにな
らないように

講師からは最初、昨
年からニュースで報道
されているエボラ出血
熱やデング熱、鳥イン

今後もこのような場を設けて、聞こ
えない方の豊かな暮らしの一助になれ
ばと思っています。なお、講座の開催
にあたっては滋賀県中途失聴難聴者協
会と滋賀人工内耳友の会「瑠璃のびわ
こ」の協力をいただきました。ありが



フルエンザに
ついて説明が
ありました。

これらは日々
テレビやイン
ターネットで
情報は受け取
ることはでき

ますが、あまりにも膨大な情報量と不
安を煽るような内容が多く過剰に神
経質になっていることがあります。ま
た間違った受け止めをしていることも
あります。今回講師のわかりやすいお
話で誤解が解消され、正しく理解す
ることができました。また、冬に流行
するインフルエンザや感染性胃腸炎に
ついてもお話しがあり、これらの予防
は「手洗いとうがい」は基本であるこ
とを改めて確認することができまし
た。参加者からは、「今まで思ってい
たことが間違っていたことが理解で
き、正しい情報が得られてよかったです」
との声を多数いただきました。

話通訳者を雇用する機関も増えています。社会も、初版発行の10年前とは、大きく変化し、とりわけ2006年国連において障害者権利条約が採択されたことによる国内法の整備が行われました。このため、時代に合わせ、さらに多くの関係機関に理解をもとめるため、冊子を刷新することになり、只今作業を進めているところです。今年6月頃に発行、今後、行政機関等に普及していく予定です。

「あふれる情報を正しく掴むために」 ～“暮らしの情報講座”開催～

講師からは最初、昨年からニュースで報道されているエボラ出血熱やデング熱、鳥イン

現在、13市2町に設置されている専任手話通訳者は22人となり、複数の手話通訳者は22人となり、複数の手

盲ろう者通訳・介助者養成講座を終えて

じっくりと丁寧に

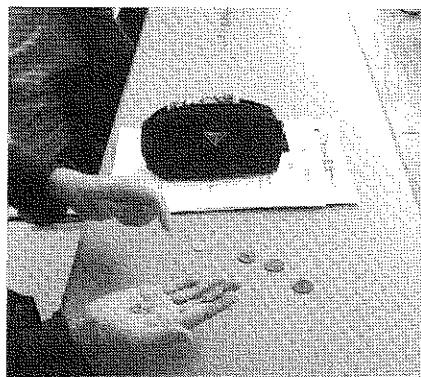
盲ろう者通訳・介助者養成講座は、2月19日、平成26年9月25日からの約5か月間（48時間）の全日程を無事に終えることができました。

今年度は、これまで聴覚障害者と関わりのなかった方が多かったこと、湖北の受講生が半数を占めたことが特徴でした。全部で7名と少人数だったこともあり、コミュニケーション方法、通訳・介助方法等をじっくりと丁寧に学んでもらうことができました。受講生は初めての体験に戸惑いながらも、また、遠方から通うという条件のなか、お互いに励まし合い、懸命に取り組んでくださいました。今後は、当事者に寄り添つたよりよい支援者として、盲

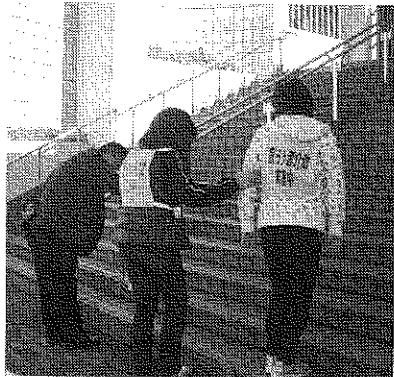
ろう者と交流の機会を持ちながら、現場で多くの経験を重ねていただきたいと思います。

来年度から盲ろう者友の会に移行

盲ろう者の社会参加と自立を推進する目的で開催している本講座は、県の



硬貨を用いて理解の違いを体験



階段での介助訓練の一コマ

委託事業として、平成14年から聴覚障害者センターが主催してきましたが、来年度より「NPO法人しが盲ろう者友の会」が受託することになりました。派遣事業を担う団体が養成事業も担うことで、当事者のニーズによりマッチした通訳・介助者の育成ができると期待するとともに、講座運営の移行が円滑にいくよう協力をしていくきます。

滋賀県立聾話学校の高等部三年生の生徒が見学



3月2日に卒業を控えた滋賀県立聾話学校高等部三年生のみなさんが、2月23日にセンターに来所されました。見学に来られた生徒は3名で引率教員は2名でした。

学校卒業後、センターを利用できるように、センターの概要や役割などを説明し、聴覚障害者に対してのバリアフリーがある館内の設備を紹介しました。

生徒たちは、聴覚障害者だけではなく、保護者や手話関係者の願いも込められている聴覚障害者福祉の拠点ということを事前に勉強されたらしく、熱心にきいておられていきました。また、「日本映画でも字幕のないものがあるけど、その映像に字幕を付けられますか」「きこえない人の集まりはどこに行ったらあるのですか」という質問や、「社会に出て、困ったことがあった時はセンターや役所に行ったら良いということが分かりました」という感想をいただき、生活の不便さや不安を感じながらもセンターの役割を理解頂けたようでした。また県外に進学する生徒には、県外にも同様の聴覚障害者情報提供施設があることを話すと、機会があれば行ってみたいと答えました。

聴覚障害者が、いつでも、どんなことでも相談できる場として、聴覚障害者センターの役割を改めて感じました。

全国統一要約筆記者認定試験 実施の報告

去る、2月22日（日）、県立聴覚障害者センターにおいて、要約筆記者の認定試験が行われました。今年度は、手書きコースに3名、PCコースに5名、両コース志望者に1名の合計9名が受験されました。

筆記試験は1時間で、聴覚障害や日本語の基礎知識、社会福祉の歴史と理念、障害者福祉の現状の範囲で、すべてテキストから出題されます。

筆記試験の後、手書き、パソコンの実技試験と続きます。両コースとも2問あり、1問目は個人利用場面を、2問目は全体投影の場面を想定しての実技試験です。両コース受験者のために手書きの実技試験のあとにパソコンという進行になっています。両コースとも第1問は、講演テープに合わせたレジュメが配付され、2分間、内容把握のための時間があります。資料内の共有情報の扱い方が図られるものです。両コースの内容は異なりますが、障害者権利条約や差別解消法に関する話題であり、その内容を理解していくなければ、実技はこなしにくいものです。PCコースは試験用の設定にし、ログをUSBメモリーに保存して提出します。今年初めての受験者より再挑戦の方々のほうが緊張されていたように思います。全員の合格を祈るばかりです。



手話通訳士・手話通訳者をめざして 手話通訳士試験、手話通訳者試験の 結果発表がありました

手話通訳士試験

10月3日（土）、4日（日）に行われた手話通訳士試験の結果発表が1月末にありました。滋賀県からは11名が受験していました。センターが実施した手話通訳士養成講座の受講生8名全員も受験しましたが、合格者はゼロという厳しい結果になりました。全国的に見ても合格率は11%で、滋賀と同じように合格者がゼロの地域は19府県もありました。

一次（筆記）試験から受けた人たちは全員突破でしたので来年度は筆記試験が免除となります。ただ、今年度、筆記試験免除だった人たちは、来年度は筆記試験からの挑戦になります。

来年度は朗報が聞けるように、手話通訳士養成講座もいろいろな工夫を試み、受講生とともに頑張っていきたいと思います。

手話通訳者全国統一試験

12月6日（土）に手話通訳者全国統一試験がセンターで行われ、滋賀県では38名が受験しました。試験は筆記試験と実技試験（手話の要約、場面通訳）です。3月10日には、全国手話研修センターより当センターに合格者の通知がありました。この試験も全国の合格率が11%と通訳士試験並みでしたが、滋賀県の合格者は6名で、合格率は15%と全国平均を少し上回りました。

その後、滋賀県内で通訳活動ができるかどうかなどを確認するための面接試験を3月16日に受け、その結果、全員が滋賀県登録手話通訳者として認定されることになりました。

新年度より手話通訳活動が始まります。「支援できた喜び」または「くやしさ」などの経験も重ねながら手話通訳活動を深めてほしいと思います。

タツノオトシゴ

3月は、卒業式や人事異動、退職者の送別会など、別離の時期であります。多くの人や環境に慣れ親しんだものからの別れは悲しいものであります。人は別れを繰り返しながら、また新しい出会いを求めて旅をするものであります。4月は、入学、就職、新しい人や職場との出会いの時期です。希望と不安の中で、夢を膨らませ、どんな人が待っているのか、どんな出来事が待っているのか、ちょっとスリリングな気持ちになります。

サクラも咲き誇り、草木も芽吹いて春の息吹を感じますし、日差しも明るくなり爽やかな中にも、力強さを感じる季節であります。新しい出会いを大切にし、新しい気持ちで出発し、新しい人生を切り拓いていただきたいと思います。また「初心忘るべからず」。入学して、入社して何年もすると授業や仕事にも慣れ、マンネリ化に陥りやすいものです。

この時期に最初の頃の純粋で生き生きとした心を思い出し、新しい事に挑戦してみてはと思っています。

K・N